

令和7年度 伝統的産業緊急支援事業補助金の概要

米の価格高騰により大きな影響を受ける酒類製造業並びに味噌及び麴を生産する食品製造業の事業者に対し、原材料としての主食用米又は加工用米等（以下「原材料米」という。）の仕入れに要した経費の一部を補助します。

令和7年6月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の酒類製造業並びに味噌及び麴を生産する食品製造業に該当する事業者で、補助金の交付を申請する日において、市内に事業所又は住所若しくは主たる事務所を有するもの。 ・市税を滞納していないこと。
補助要件	・補助対象者が令和6年度中に原材料米を仕入れた場合であって、令和6年度中の仕入価格が、令和5年度中の仕入価格に比べて上昇していること。
補助基準額	<p>・令和6年度の原材料米の60キログラムあたりの仕入価格と令和5年度の原材料米の60キログラムあたりの仕入価格の差に令和6年度の原材料米60キログラムを単位とした仕入数量を乗じた額を補助基準額とする。</p> $\textcircled{1} \quad \boxed{\text{令和6年度仕入価格 (60kgあたり)}} - \boxed{\text{令和5年度仕入価格 (60kgあたり)}} = \boxed{\text{価格高騰額}}$ $\textcircled{2} \quad \boxed{\text{価格高騰額}} \times \boxed{\text{令和6年度仕入数量 (60kgあたり)}} = \boxed{\text{補助基準額}}$
補助金額等	補助基準額の1/2（一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書兼実績報告書 ② 仕入れた原材料米の価格及び数量がわかる納品書または購入伝票等の書類の写し（令和6年度及び令和5年度分） ③ 市税の納税証明書 ④ その他市長が必要と認める書類
申請期間	令和7年7月1日から令和7年8月31日まで

その他

- ・以下のいずれかに該当する場合は補助対象とはなりません。
 - (1) 申請日時時点で事業の休止または廃止を予定している場合
 - (2) この補助金と目的を重複する他の補助金の交付を受けている場合
 - (3) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与するなどの関わりをもつ場合
- ・補助金交付後、令和8年3月31日までに事業を廃止または停止した場合は補助金を返還することになります。

伝統的産業緊急支援事業の HP 番号：1012474

問い合わせ先

横手市役所商工観光部商工労働課

〒013-8601 横手市中央町8番12号かまくら館5階

TEL:0182-32-2115 FAX:0182-32-4021

E-mail: shoko@city.yokote.lg.jp